

運転者の要件

| 運送の種類 | 市町村運営有償運送 (交通空白輸送) 過疎地有償運送 | 福祉有償運送 市町村運営有償運送(市町村福祉輸送) | |
|-------------|--|---|--|
| | | 福祉自動車による | セダン型車両による |
| いずれかの要件 | 第二種運転免許かつ 免許停止中ではない | 第二種運転免許かつ 免許停止中ではない | 左の要件に加え 次のいずれか |
| | 第一種運転免許かつ 過去2年以内に免許停止 がなく 次のいずれか 1) 認定講習修了(注1) 2) 自家用自動車管理業 運転サービス科修了 | 第一種運転免許かつ 過去2年以内に免許停止が なく 次のいずれか 1) 認定講習修了(注1) 2) ケア輸送サービス 従事者研修修了 | 1) 認定講習修了(注1) 2) ケア輸送サービス 従事者研修修了 3) 介護福祉士、 ヘルパー、 ガイドヘルパー |
| 認定講習の 種類 | 市町村運営有償運送等 運転者講習 | 福祉有償運送 運転者講習 | セダン等 運転者講習 |

(注1) 運送の種類によって認定講習の種類が異なる。

市町村＝市町村運営有償運送等運転者講習、福祉有償＝福祉有償運送運転者講習、セダン＝セダン等運転者講習

(注2) セダンの要件は、福祉自動車の要件を備えていることが条件。第二種運転免許でもセダンの要件を備えなければならない。
運転者もしくは乗務員が備えれば可。

代替講習

代替講習とは……認定講習(初任者向け)に替わる講習

旧80条ガイドライン時代に従事していた
運転者が初任者向けの認定講習を受けなおさなくても済むように

* 福祉有償、セダン、市町村講習それぞれに代替講習がある

代替講習 受講対象者

| 運送の種類 | 市町村運営有償運送 (交通空白輸送) 過疎地有償運送 | 福祉有償運送 市町村運営有償運送(市町村福祉輸送) | |
|------------------|--|------------------------------|--|
| | | 福祉自動車による | セダン型車両による |
| いずれかに該当する 運転者 | 平成18年9月30日以前 に従事していた運転者 | ← | セダン特区でセダンの 運転者もしくは乗務員と して従事していた者 |
| | 平成18年10月以降に認 定を受けた講習主催者 が、認定を受ける前に実 施した講習を修了した運 転者 | ← | ← |
| 代替講習の 種類 | 市町村運営有償運送等 運転者代替講習 | 福祉有償運送 運転者代替講習 | セダン等 運転者代替講習 |

認定講習(初任者)カリキュラム

| 運送の種類 | 市町村運営有償運送 (交通空白輸送) 過疎地有償運送 | 福祉有償運送 市町村運営有償運送(市町村福祉輸送) | |
|--------|----------------------------------|---------------------------------------|---|
| | | 福祉自動車による | セダン型車両による |
| 講習の種類 | 市町村運営有償運送等 運転者講習 | 福祉有償運送 運転者講習 | セダン等 運転者講習 |
| カリキュラム | 1)関係法令等に関する講義 (20分) | 1)関係法令等に関する講義 (50分) | 1)福祉自動車以外の自動車を使用して行う福祉有償運送における利用者理解及び乗降介助等の対応に関する講義及び演習 (講義50分 演習一人あたり20分) |
| | 2)安全・安心な運行と緊急時の対応に関する講義 (50分) | 2)安全・安心な運行と緊急時の対応に関する講義 (50分) | |
| | 3)運転方法に関する講義 (40分) | 3)運転方法に関する講義 (50分) | |
| | 4)運転方法に関する演習 (一人あたり20分) | 4)障害の知識及び利用者理解に関する講義(50分) | |
| | | 5)基礎的な接遇技術及び介助技術に関する講義 演習含む (120分) | |
| | | 6)福祉自動車の特性に関する講義 演習含む(60分) | |
| | | 7)福祉自動車の運転方法等に関する演習(一人あたり20分) | |

認定講習(代替講習)カリキュラム

| 運送の種類 | 市町村運営有償運送 (交通空白輸送) 過疎地有償運送 | 福祉有償運送 市町村運営有償運送(市町村福祉輸送) | |
|--------|----------------------------------|--|--|
| | | 福祉自動車による | セダン型車両による |
| 講習の種類 | 市町村運営有償運送等 運転者代替講習 | 福祉有償運送 運転者代替講習 | セダン等 運転者代替講習 |
| カリキュラム | 1)関係法令等に関する講義 (20分) | 1)関係法令等に関する講義 (30分) | 1)福祉自動車以外の自動車を使用して行う福祉有償運送における利用者理解及び乗降介助等の対応に関する講義及び演習 (講義50分) |
| | 2)安全・安心な運行と緊急時の対応に関する講義 (50分) | 2)安全・安心な運行と緊急時の対応及び運転方法に関する講義 (事故事例、ヒヤリハット事例の学習及びシチュエーションによる班別討議を含む) | |
| | 3)運転方法に関する講義 (40分) | 3)障害の知識、利用者理解及び基礎的な接遇技術に関する講義 (事故事例、ヒヤリハット事例の学習及びシチュエーションによる班別討議を含む) 2)と3)合わせて150分 | |

市町村運営有償運送(交通空白輸送)・過疎地有償運送

| | | |
|---------|---|---|
| 運送の種類 | 市町村運営有償運送(交通空白輸送)・過疎地有償運送 | |
| 運転者の要件 | 第二種運転免許かつ免許停止中ではない、もしくは 第一種運転免許かつ過去2年以内に免許停止がなく 次のいずれか 1) 認定講習修了 2) 自家用自動車管理業運転サービス科修了 | |
| 認定講習の種類 | 市町村運営有償運送等運転者 講習 | 市町村運営有償運送等運転者 代替講習 |
| 対象者 | 右記以外 | 平成18年9月30日以前に従事していた運転者、もしくは 平成18年10月以降に認定を受けた講習主催者が、認定を受ける前に実施した講習を修了した運転者 |
| カリキュラム | 1) 関係法令等に関する講義(20分) | 1) 関係法令等に関する講義(20分) |
| | 2) 安全・安心な運行と緊急時の対応に関する講義(50分) | 2) 安全・安心な運行と緊急時の対応に関する講義(50分) |
| | 3) 運転方法に関する講義(40分) | 3) 運転方法に関する講義(40分) |
| | 4) 運転方法に関する演習(一人あたり20分) | |

福祉有償運送 ・ 市町村運営有償運送(市町村福祉輸送) “福祉自動車による”

| | | |
|---------|--|---|
| 運送の種類 | 福祉有償運送 ・ 市町村運営有償運送(市町村福祉輸送) “福祉自動車による” | |
| 運転者の要件 | 第二種運転免許かつ免許停止中ではない、もしくは 第一種運転免許かつ過去2年以内に免許停止がなく 次のいずれか 1) 認定講習修了 2) ケア輸送サービス従事者研修修了 | |
| 認定講習の種類 | 福祉有償運送運転者 講習 | 福祉有償運送運転者 代替講習 |
| 対象者 | 右記以外 | 平成18年9月30日以前に従事していた運転者、もしくは 平成18年10月以降に認定を受けた講習主催者が、認定を受ける前に実施した講習を修了した運転者 |
| カリキュラム | 1) 関係法令等に関する講義(20分) | 1) 関係法令等に関する講義(30分) |
| | 2) 安全・安心な運行と緊急時の対応に関する講義(50分) | 2) 安全・安心な運行と緊急時の対応及び運転方法に関する講義 |
| | 3) 運転方法に関する講義(40分) | 3) 障害の知識、利用者理解及び基礎的な接遇技術に関する講義 |
| | 4) 障害の知識及び利用者理解に関する講義(50分) | 2)と3)合わせて150分) |
| | 5) 基礎的な接遇技術及び介助技術に関する講義(120分) | 2)と3)は、事故事例、ヒヤリハット事例の学習及びシチュエーションによる班別討議を含む |
| | 6) 福祉自動車の特性に関する講義(60分) | |
| | 7) 福祉自動車の運転方法等に関する演習(一人あたり20分) | |

福祉有償運送 ・ 市町村運営有償運送(市町村福祉輸送) “セダンによる”

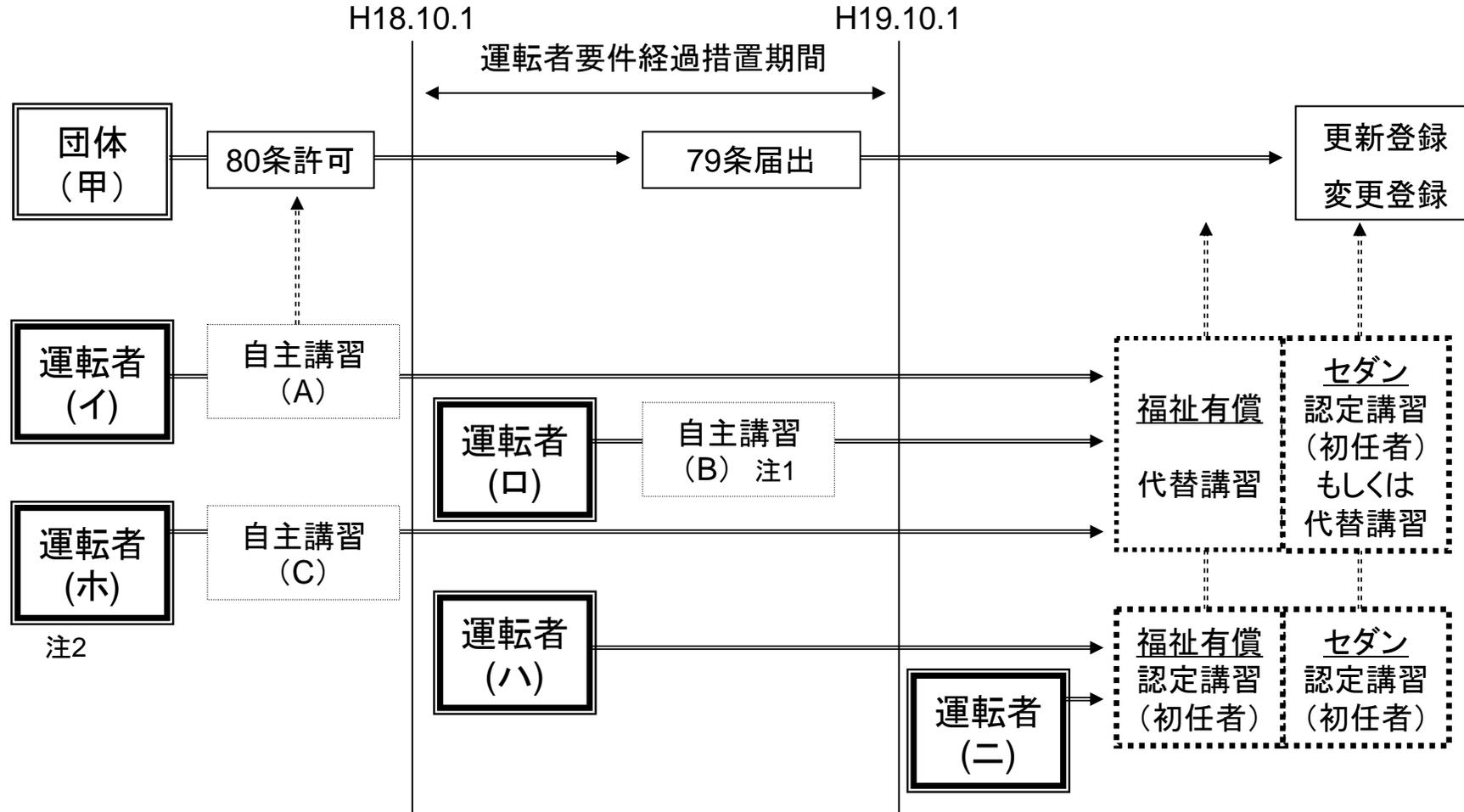
| | | |
|---------|---|--|
| 運送の種類 | 福祉有償運送 ・ 市町村運営有償運送(市町村福祉輸送) “セダンによる” | |
| 運転者の要件 | 福祉有償運送 ・ 市町村運営有償運送(市町村福祉輸送) “福祉自動車による”の要件に加えて、次のいずれか 1)認定講習修了 2)ケア輸送サービス従事者研修修了 3)介護福祉士、ヘルパー、ガイドヘルパー | |
| 認定講習の種類 | セダン等運転者 講習 | セダン等運転者 代替講習 |
| 対象者 | 右記以外 | 平成18年9月30日以前にセダン特区でセダンの運転者又は乗務員として従事していた者、もしくは 平成18年10月以降に認定を受けた講習主催者が、認定を受ける前に実施した講習を修了した者 |
| カリキュラム | 1)利用者理解及び乗降介助等の対応に関する講義(50分) | 1)利用者理解及び乗降介助等の対応に関する講義(50分) |
| | 2)演習(一人あたり20分) | |

要件は、運転者又は乗務員が備えれば良い

認定講習 考え方の整理
 (経過措置期間後に更新・変更登録する団体)

H19.510

運転者は更新登録もしくは変更登録までに講習を受ければ(要件を備えれば)良い



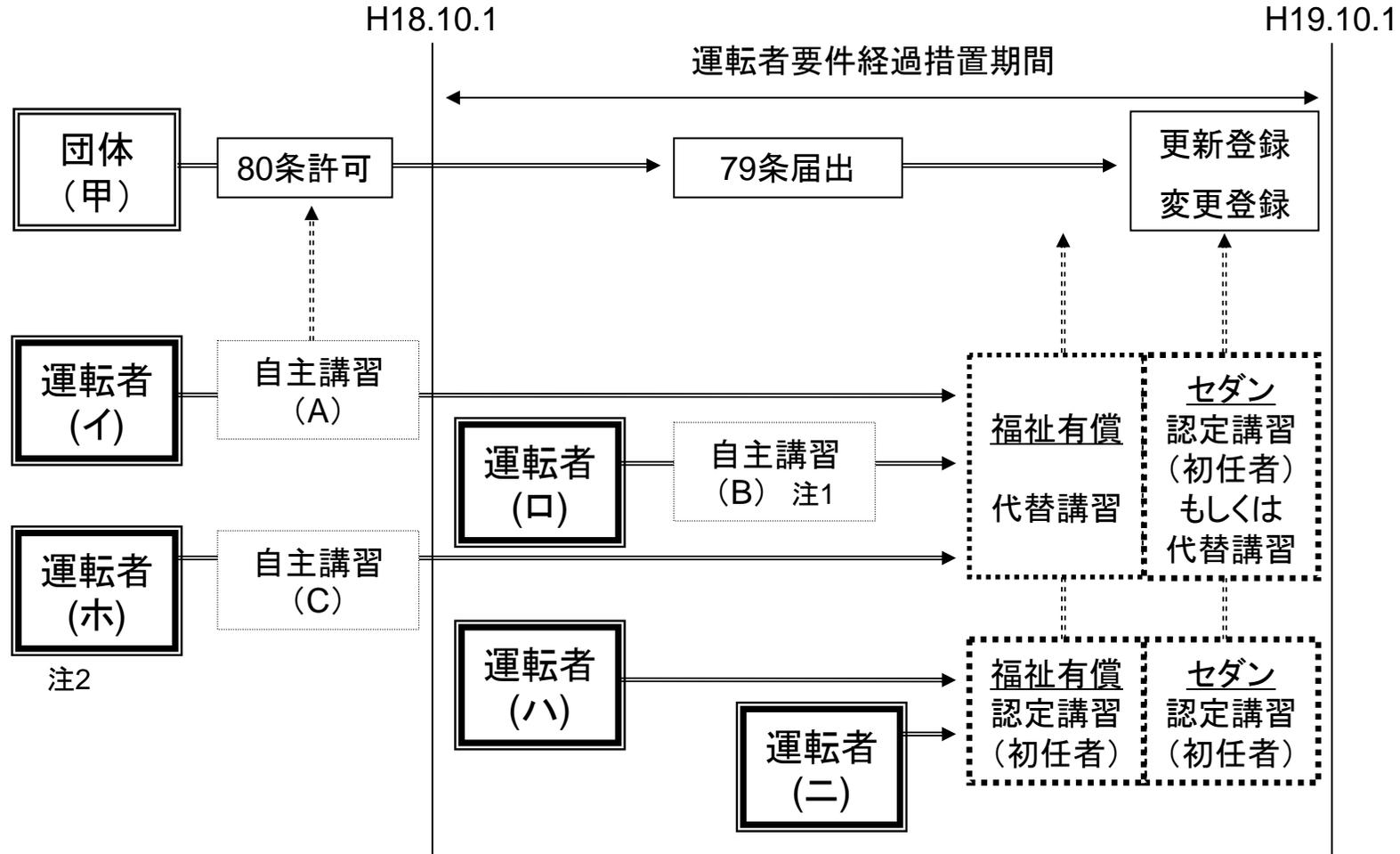
注1: 自主講習(B)は、認定を受けた講習実施者が、当該認定を受ける前に実施した講習

注2: 旧80条許可を受けた他の団体で従事していた運転者

認定講習 考え方の整理
 (経過措置期間内に更新・変更登録する団体)

H19.510

運転者は更新登録もしくは変更登録までに講習を受ければ(要件を備えれば)良い



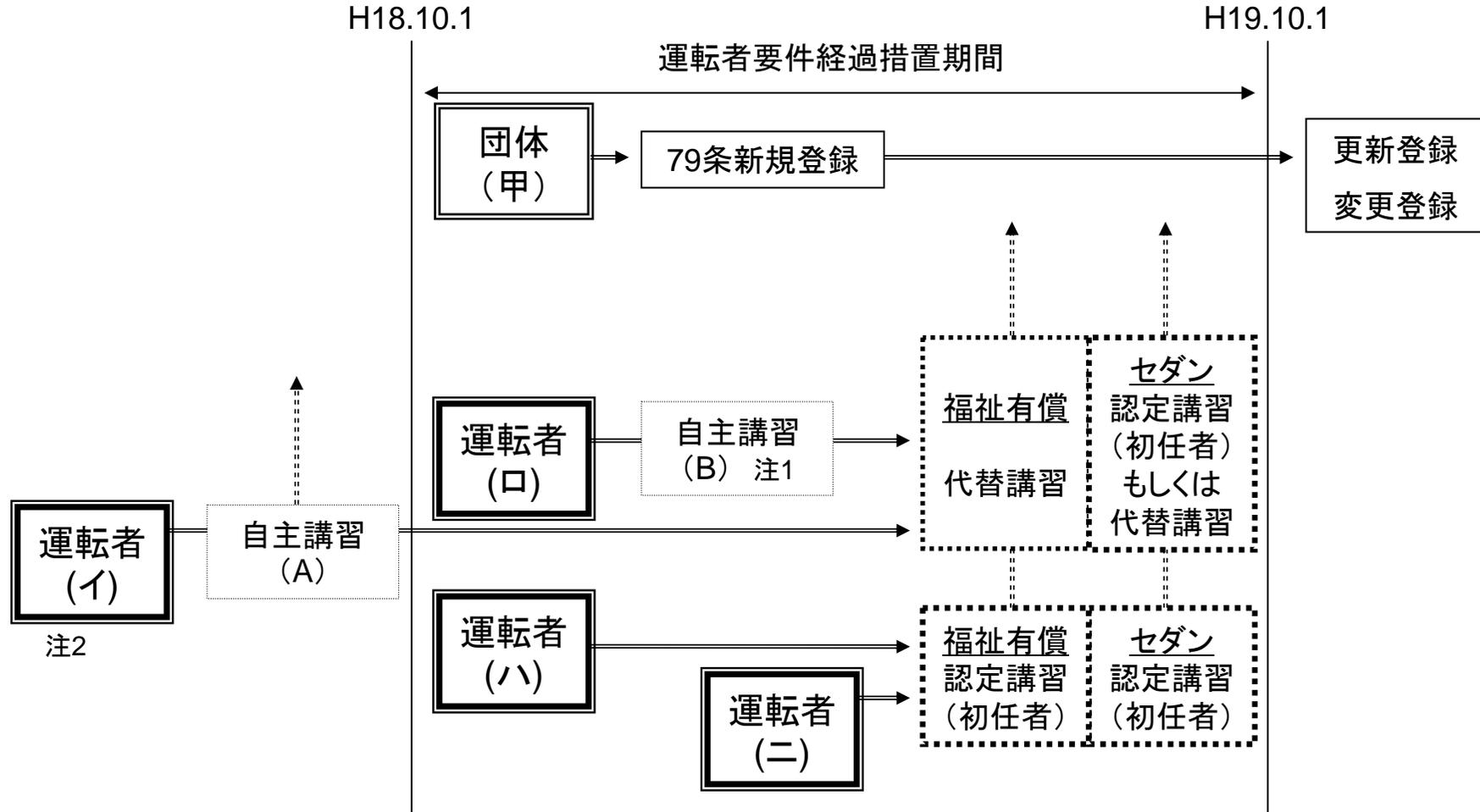
注1: 自主講習(B)は、認定を受けた講習実施者が、当該認定を受ける前に実施した講習

注2: 旧80条許可を受けた他の団体で従事していた運転者

認定講習 考え方の整理
 (経過措置期間内に新規に登録する団体)

H19.510

運転者は経過措置期間が終わるまでに講習を受ければ(要件を備えれば)良い



注1: 自主講習(B)は、認定を受けた講習実施者が、当該認定を受ける前に実施した講習

注2: 旧80条許可を受けた他の団体で従事していた運転者